

令和4年8月1日建築局建築防災課

横浜市がけ地相談会(無料)を開催します!

横浜市では、一般社団法人 地盤品質判定士会と令和2年10月に協定を締結し、個別 の宅地のがけ地に関する専門的な相談を、民間窓口で相談できる体制を整えています。

この度、横浜市内に宅地等を所有する方を対象とした相談会を開催します。住宅・宅地の安全と防災に関する専門家である地盤品質判定士に、<u>ご自宅のがけ地やよう壁等の不</u>安・問題点について無料で相談することができます。専門家と共に、土地所有者の皆さまをサポートし、災害に強い安全なまちづくりを進めます。

◆実施詳細

《開催日時・会場》

- · 令和 4 年 9 月 2 日 (金) · 3 日 (土)
- ・横浜市技能文化会館大研修室802(中区万代町2丁目4-7)
 - ※会場までのアクセス ・JR 根岸線[関内駅]南口から徒歩5分
 - ・横浜市営地下鉄ブルーライン [伊勢佐木長者町駅] 出口2から徒歩3分

《対象者》

横浜市内に宅地等を所有する方(マンション管理組合含む)

《持ち物》

写真(建物と敷地の全景・変状がある場合は近景を異なる方向から複数)、図面等

《申込み期間》

令和4年8月12日(金) 9時00分から令和4年8月31日(水)17時00分まで

《申込み方法》

申込み期間中に右記、二次元バーコードより WEB にて申込みしてください。 (建築局建築防災課まで電話にて申込みも可 連絡先:045-671-2948)





※相談時間は1組1時間以内となります。

※時間ごとの予約制となっており、枠に限りがございます。

◆相談できる内容

がけ地の危険性やよう壁のひび割れ・ゆがみ、液状化や浸水など、宅地の安全性に関す ること全般の相談に応じます。

※相談者の管理・所有する宅地等が対象になります。



◆地盤品質判定士とは

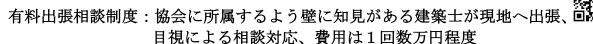
地盤品質判定士制度は、国土交通省の定める「宅地防災」の分野で唯一の技術資格とし て認定・登録されている制度です。地盤のプロの視点で、ご自宅のがけ地、よう壁等の不 安・問題点の解決を目指します。

◆がけ地に関する専門家相談窓口の概要一覧

ご案内している相談会以外にも、専門家相談窓口がありますのでご活用ください。 ※各団体により、受付時間や料金、受けられる内容は異なりますので直接お問い合わせ ください。

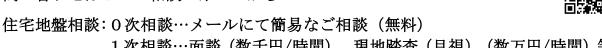
【がけ地の対策工事やがけ地の安全性確認のご相談】

〇一般社団法人 横浜市建築士事務所協会(TEL:045-662-1337)



〇一般社団法人 地盤品質判定士会神奈川支部 問い合わせは WEB の相談フォームから

1次相談…面談(数千円/時間)、現地踏査(目視)(数万円/時間)等



【がけ地に関する法律のご相談】

○神奈川県弁護士会 横浜駅西口法律相談センター(TEL:045-620-8300)



国数汽车

総合法律相談:近隣とのがけ地をめぐるトラブル(相隣問題)等に関する法律相談 1回の相談時間45分以内/相談料金5千円(税込)

お問合せ先

建築局建築防災課がけ・狭あい担当課長 成田 充 Tel 045-671-2959